

転入者

若者

たつの市

定住促進住宅取得奨励金

30
万円

+

子育て
加算あり



子ども1人につき

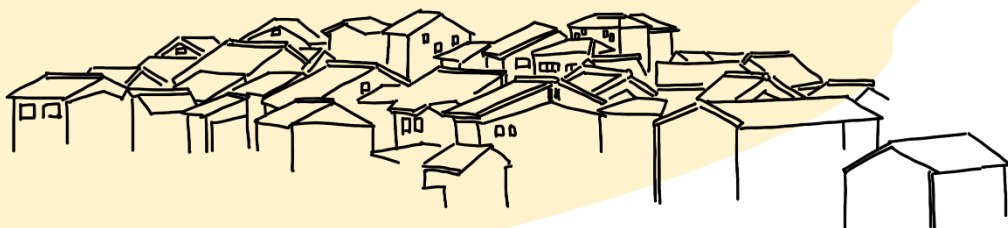
10
万円

転入者住宅取得奨励金

- 対象者…転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方
- 申請時期…転入日 及び 建物所有権登記完了日からいずれも1年以内

若者住宅取得奨励金

- 対象者…市内在住の40歳以下の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ・生計を一にする夫婦（夫婦のどちらかが40歳以下）
 - ・子どもと同居し、養育している者
- 申請時期…建物所有権登記完了日から1年以内



詳細は たつの市都市政策部町おこし課

☎0791-64-3167

たつの市定住促進住宅取得奨励金のご案内

支給金額

転入者・若者いずれも

30万円

子育て世帯の場合は、さらに加算がつきます
子ども1人につき10万円

※申請時において、18歳に達する日の3月31日までの間にある生計を一にする者(母子健康手帳等で出産予定であることが確認できる胎児を含む。)

申請方法

申請書と必要書類を添えて、町おこし課の窓口申請してください。

転入者住宅取得奨励金

- 対象者……転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方
- 申請時期……転入日及び建物所有権登記完了日からいずれも1年以内

若者住宅取得奨励金

- 対象者……市内在住の40歳以下の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ・生計を一にする夫婦(夫婦のどちらかが40歳以下であれば可)
 - ・子どもと同居し、養育している者
- 申請時期……建物所有権登記完了日から1年以内

対象条件

- 3年以上居住する意思がある方
- 当該建物の所有権割合が夫婦合算で50%以上の方
- 税金の滞納がない方(同居する世帯員含む)
- 一度もこの奨励金を利用したことがない方
- 当該建物の所有権を有する方

対象住宅

- 延床面積が50㎡以上の居住用のための個人の住宅
※店舗等の併用住宅については居住用部分が50㎡以上とする。
- 中古住宅の購入も含む。
- 二親等以内の者からの当該住宅の購入は対象外とする。
- 生活の本拠地となること。(別荘等は対象外とする。)

申請に必要なもの

- 世帯全員の住民票の写し ○建物の登記簿謄本 ○工事請負・売買契約書の写し ○住宅付近見取り図
- 住宅の現況写真(外観1枚) ○通帳(申請者名義のもの) ○市区町村税の納税証明書(完納証明書)※

※証明書の発行は、発行年の1月1日現在に住所があった市区町村で発行されます。

転入者の申請をする方は前住所地の市区町村で取得してください。

なお、課税(所得)証明書ではありません。

その他

- ・奨励金(転入者・若者)の併用はできません。
- ・夫と妻で1/2ずつの共有名義等、所有権を複数の方が有する場合であっても、いずれかの方のみの申請とします。
- ・奨励金は、一時所得、雑所得になりますので、所得税の確定申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。
- ・未登記物件は奨励金の交付対象外となります。

▶「フラット35」を利用される場合、当初5年間、年0.25%又は0.50%金利を引き下げます

「フラット35」対象者

「転入者定住促進住宅取得奨励金」又は「若者定住促進住宅取得奨励金」の交付対象要件に該当する世帯

- ・転入者定住促進住宅取得奨励金…当初5年間、年0.25%金利引下げ
- ・若者定住促進住宅取得奨励金…当初5年間、年0.50%金利引下げ

※金利引き下げの適用を受けるためには、あらかじめ市に申請いただき、適用要件に該当する旨の証明書の発行を受けていただく必要があります。詳しくは市ホームページでご確認ください。

<実施期間>

令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日 までの住宅取得に限ります。

※建物所有権登記完了日(転入者の場合は登記完了日とたつの市への転入日)が令和7年3月31日までの方は旧制度が適用されます。